



今月のことば

Words of the Month

日本弁理士会の歴史に触れて

日本弁理士会副会長

榎本 英俊

はじめに

4月から令和4年度副会長として会務活動を行っており、直近で処理すべき事項に追われている毎日ですが、執行部の一員として、日本弁理士会や弁理士について、中長期的な視点から将来のあるべき姿などを考えることも必要です。

その中で、将来のビジョン等を語るには、まずは歴史を勉強してみよう！という思いに駆られ、先人の弁理士の方々が築かれてこられた歴史を調べてみたくなりました。私は、これまで、歴史という学問には全く興味が無く、学生時代も歴史の勉強がとて苦手でしたので、歴史にはなかなか入りにくいところでもあります。しかしながら、今年、執行部の一員として、身内ではありますが歴史という名のものに初めて興味が湧きました。

そこで、平成12年に弁理士会（当時の名称：冒頭に「日本」は付いていない頃です）から発行されました「弁理士制度100年史」（以下、「100年史」）から、私の雑感を含め、遠い過去の出来事やエピソード等を紹介させていただきます。自身が弁理士登録をしてから、このような歴史を全く見て来なかったもので、改めて新鮮でした。

1. 明治時代

弁理士制度は、明治32年（1899年）7月1日に、現在の弁理士法の前身である「特許代理業者登録規則」の施行後、今年で123年となります。そこで、当会では、毎年7月1日を「弁理士の日」に制定しています。

因みに、「発明の日」は、専売特許条例（現在の特許法の前身）の公布の日が、明治18年（1885年）4月18日であったことから、昭和29年（1954年）に通商産業省（現経済産業省）により、毎年4月18日と決定されました。

「特許代理業者登録規則」が公布実施されると、最初の年は138名が代理業者として登録され、その多くが弁護士でした。

最初の弁理士試験は、明治32年（1899年）11月4日に「特許代理業者試験規則」が公布され、その公布の年から3年後の明治35年（1902年）に第1回の「特許代理業者試験」が実施されました。第1回の試験の受験者数は92名で合格者9名とのことです。「特許代理業者試験規則」によれば、当時の試験科目は、必須科目として、特許、意匠、商標に関する法令があり、法律系科目（民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法から1科目選択）、理科系科目（数学、物理学、化学から1科目選択）でした。

明治36年（1903年）には、登録者数が270人以上に達しましたが、弁護士兼業者が圧倒的に多く、特許専門の代理業者の比率はその3分の1にも満たなかったと言われております。当時は、名義貸しが相当あり、劣悪な無資格代理業者が横行したことから、特許代理業者の風紀を保持し、共同の利益を増進するために代理業者の自治団体の組織が要望されました。そこで、政府は、明治37年（1904年）4月21日に「特許代理業者組合規則」を公布するに至りましたが、様々な障害があり、「特許代理業者組合」の創立の日の目を見ることはありませんでした。

明治42年（1909年）の法改正により、「特許代理業者」という名称が「特許弁理士」に改称され、特許代理業者の有志会が「特許弁理士協会」とされました。明治42年（1909年）10月26日に「特許弁理士組合規則」が発布され、「特許弁理士組合」の設立には50名以上の会員数が必要で、なかなか50名に達しないため、「特許弁理士組合」という名称でなく、「日本弁理士協会」と

いう名称で会員の獲得と組織の充実に努める活動を行っていたようです。

2. 大正時代

その後、大正4年(1915年)に、150余名の満場一致で、現在の日本弁理士会の前身である「日本特許弁理士会」が、「特許弁理士組合規則」により創立されました。

大正10年(1921年)4月30日に、「弁理士法」が公布され、翌年1月11日から施行されました。これにより、「特許弁理士」の名称が「弁理士」となり、法人たる「弁理士会」の設立が強制となり、「弁理士会」に加入しなければ業務を行うことができないとされました。

大正10年(1921年)12月末日の登録弁理士数は1350名でした。そして、大正11年(1922年)5月5日に「弁理士会」が誕生しました。

その後、同年10月に第1回弁理士試験が行われ、受験者が59名で合格者は15名でした。

当時の役員として、弁理士会を代表し会務を執行する理事12名と、会務執行の状況を監査し会則が定める事項を審議する常議員50名が会則で定められ、役員任期は2年で半数交替とされていました。理事長や会長を置かずには理事一人一人が弁理士会を代表する理事制度は、昭和17年度まで続き、昭和18年度から昭和29年度の理事制度では、理事長制が採用されました。

3. 昭和時代前半

弁理士会では、昭和6年(1931年)に「発明の勧め」と題するパンフレットを2万部発行し、会員の他、全国の会社、工場、団体、学校、図書館その他に配布しました。「発明の勧め」の中には、弁理士の任務の項目があり、このパンフレットが弁理士会の行った最初のPR誌であったようです。その翌年には、現在の特許誌の前身となる工業所有権に関する研究並びに弁理士会の機関誌として、「特許と商標」の創刊号が発行されました。

昭和13年(1938年)には、現在のデザインの弁理士徽章が制定されました。因みに、菊花の図形は「正義」を表し、桐花は、「国家の繁栄」を表すとして、16弁の菊花の中央に桐花を配置した現在のデザインが、弁理士会の総会で採用されました。

第2次世界大戦中、軍による国家の圧力の下に

統制と抑制を強いられた中、弁理士会と会員とがひたすら特許制度の堅持と技術の向上に最大限の努力を重ねていたようです。

戦後、昭和22年(1947年)から弁理士試験が再開され、翌年、戦時下で廃刊となった機関誌「特許と商標」が、会誌「特許と商標」として復刊されました。

昭和29年(1954年)には、「憲法改正建議案起草委員会」が発足し、将来、日本国憲法を改正する機会があるような場合に、「発明考案」もしくは「工業所有権」に関する特別の条項を設けるよう働きかけを行うというものでした。ご存知の通り、それ以降、現在まで改憲の機会はなく、この委員会もいつまで続いたのかは不明です。

昭和31年(1956年)には、弁理士会会長をはじめ、幾つかの団体、企業等が発起人となり、「国際工業所有権保護協会(AIPPI)日本部会設立準備会」が設立されました。その後、同年の「国際工業所有権保護協会」の総会で日本部会が国別グループとして承認されました。100年史では、この承認が我が国特許制度の国際化の基礎となったと紹介しています。

昭和32年(1957年)には、弁理士会館(現在は既に取り壊されている旧弁理士会館)の建設に当たって「弁理士会館建設実行委員会」が設置され、昭和36年に建設起工式が行われ、その翌年に竣工しました。建設敷地は、特許庁内の国有地の一部でした。

会館建設は、昭和29年からの念願であり、建設費用(当時8000万円)は会員の寄付金で賄う予定で基金の募集を行いました。予定額の半額にも満たない額であったため、規程により会員から、毎月別途特別会費を徴収することで対処されました。

なお、ご存知の方も多くおられるかと思いますが、現在の弁理士会館は、昭和58年(1983年)に、旧特許庁庁舎の建て替えに伴う旧会館の移転要請に基づき、昭和63年(1988年)に竣工され現在に至ります。

最後に

私の興味本位により本稿で歴史を振り返るのは、昭和30年代後半までとして、その後は直接ご存知の諸先輩方がおられますので、私からここでご紹介するまでもないかと思います。

現在何気なく触れている様々な事柄の歴史を改

めて知り、その歴史を踏まえ、今後より良い方向に改善するのか、はたまた、伝統を守るのか等々、今回の寄稿に当たり、100年史を改めて熟読することは、非常に有用でした。

私は、弁理士制度200年史が発刊される頃にはこの世には居ないのですが、現在の会員の皆様とともに、将来、胸を張って後世に語り継げるような何か良いことの痕跡を少しでも残せるように、

引き続き会務活動を行って参りたいと思います。

最後に、今回、100年史から自分なりの関心事をピックアップしご紹介しましたが、資料の少ない中ご苦労されながら100年史を編集された先輩の先生方に敬意を表したいと思います。

参考文献 弁理士制度100年史 弁理士会